

大津市企業局会計年度任用職員募集要項 【職種：一般事務2種（普及促進） お客様設備課】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務）

2 募集職種 一般事務2種（普及促進） お客様設備課

3 業務内容

お客様設備課で行う下水道未水洗化家屋等の調査、指導及び普及促進等の業務ほか
<主な業務内容>

- (1) 下水道未水洗化家屋等の調査、指導及び普及促進業務
- (2) 下水道使用料賦課漏れ調査及び収納交渉
- (3) 道路・河川等占用申請に係る事務、技術指導及び書類作成等
- (4) 大津市指定工事店（水道・ガス・下水道）の指定に係る業務
- (5) 宅内配管情報調査関係業務
- (6) 電話・窓口対応業務
- (7) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

【業務内容の変更範囲】：あり（ お客様設備課に係る業務 ）

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
- (3) 普通自動車運転免許（A T車可）※免許取得後1年経過していること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月16日（月）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③運転免許証

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市企業局企業経営部お客様設備課 「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2605

7 選考日時及び選考会場

令和8年2月18日（水）13時30分～ 大津市役所新館5階 受付：251A会議室

8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験（ワード・エクセル）

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2月25日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所新館5階 お客様設備課
勤務地変更の可能性	1 あり → () 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）8時40分～16時40分 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額 207,875円～231,774円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が

	要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。